○国土交通省告示第七百十一号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成三十年六月四日

国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	延長する地域	期間
平30第5014号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「神戸市域交通圏」	平成30年9月1日から平成33年8月31日まで

○四国地方整備局告示第五十五号

吉野川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域について、昭和四十二年四月一日建設省告示第千二百九十号の一部を次のように改正する。

関係図面のうち「第三十三号図」から「第三十八号図」を、次のように「第三十三号図」から「第三十九号図」までに改め、「第一号図から第四十二号図まで」を「第一号図から第四十四号図まで」に改める。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月四日

四国地方整備局長　平井　秀輝

（図面省略）

附　則

昭和五十一年三月九日建設省告示第二百七十八号、昭和五十一年三月十二日建設省告示第三百三十三号、平成六年九月五日建設省告示第千九百二十号、平成十七年一月二十一日四国地方整備局告示第二号（河川予定地を指定する件）は廃止する。

○四国地方整備局告示第五十六号

吉野川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十八年十一月十五日建設省告示第二千二百八十号で指定した河川予定地のうち、次の一の河川に係る二の字の区域について、河川予定地を廃止する。

平成三十年六月四日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　河川　吉野川

左岸　徳島県美馬郡美馬町字松本五十番の二から
左岸　同町字谷ヨリ西百八十六番まで

二　字

徳島県美馬郡美馬町字松本、境目、宮前、中島、滝ノ下、谷口、中通、高篠、長畑

○九州地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月四日

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊後大野市朝地町板井迫字石田一〇一二番三から同市朝地町板井迫字石田一〇一一番一まで	前	A 二七・〇一～五七・七八メートル	〇・〇八一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一三・〇三～二四・八五メートル	〇・一〇〇キロメートル	
		A 二七・〇一～五七・七八メートル	〇・〇八一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月四日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月四日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市有明町野井倉字甚堀五七七五番一から同市有明町野井倉字上苑上五三五一番一まで	前	最大 六〇・〇八メートル	〇・四一〇キロメートル
		最小 四五・七三メートル	
	後	最大 一四七・八八メートル	〇・四一〇キロメートル
		最小 四九・九〇メートル	

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

国会事項

衆議院

議決通知

五月三十一日向大野事務総長から田村裁判官訴追委員会委員長及び郷原参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

玄葉光一郎（福田昭夫の補欠）

同予備員

第五　斉木　武志（もとむら賢太郎の補欠）

指名通知

五月三十一日本院は国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員泉健太を指名した旨内閣に通知した。

委員推薦通知

五月三十一日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

（豪雪地帯対策分科会）　緑川　貴士

（離島振興対策分科会）　津村　啓介

議案送付

五月三十一日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案
スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案
スポーツ基本法の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案

質問書提出

五月三十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理とプーチン大統領のテタテ会談に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）
国民健康・栄養調査の方法に関する質問主意書（中島克仁提出）
森友学園に関する資料のマスキングが外れる文書が財務省のホームページに掲載されていたことに関する質問主意書（初鹿明博提出）